

## 文京区消費者グループ活動事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）の消費者グループが行う学習会等に要する経費の一部を補助することにより、消費者として自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる消費者グループの育成を図り、もってこの活動で得た知識を区民に還元し、消費者啓発事業に役立てることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、区内在住者、在勤者及び在学者で構成される10人以上の消費者のグループとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、消費者問題に関する講演会、学習会及び調査研究会であって、他の行政機関による同種の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 講師への謝礼に係る経費
- (2) 講師用の飲料に係る経費
- (3) 施設等の使用に係る経費（講演の事前準備に係る施設の見学経費等を含む。）
- (4) 電話、郵便その他の通信に係る経費
- (5) 図書、文献、写真等の購入及び複写に係る経費その他の資料の作成に係る経費
- (6) 事務用品その他の消耗品の購入に係る経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、予算の範囲内で交付額とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、文京区消費者グループ活動事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

2 申請者は、申請書を補助対象事業の実施を予定している日の1月前までに区長に提出しなければならない。

3 同一の申請者による第1項の規定による申請は、1年度につき1回を限度とする。

4 同一の申請者による第1項の規定による申請は、当該事業を行う年度にかかわらず、一の補助対象事業につき1回を限度とする。

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは文京区消費者グループ活動事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、適当でないと認めるときは文京区消費者グループ活動事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による交付の決定(以下「交付決定」という。)に当たって、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業を実施した日から5日以内に文京区消費者グループ活動事業実施結果報告書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 実施報告書

(3) 補助対象経費の支払を証明する領収書等の写し

(4) 事業の参加者名簿

(3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

(額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、書類審査、現地調査等により、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に文京区消費者グループ活動事業補助金確定通知書(別記様式第5号)により通知する。

(補助金の請求及び支払)

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに文京区消費者グループ活動事業補助金請求書(別記様式第6号)により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項に規定する補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助対象事業の内容が申請したものと異なるとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を

定めて、その返還を命じることができる。

(その他)

第12条 補助金の交付については、この要綱の定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区民部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。